

平成30年2月22日（木）  
津島市健康福祉部高齢介護課（足立、小川）  
電話番号 0567-24-1117

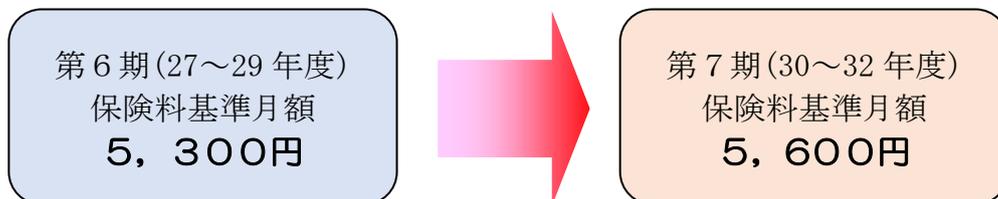
## <議案名> 議案20号 津島市介護保険条例の一部改正について

### 1 改正内容

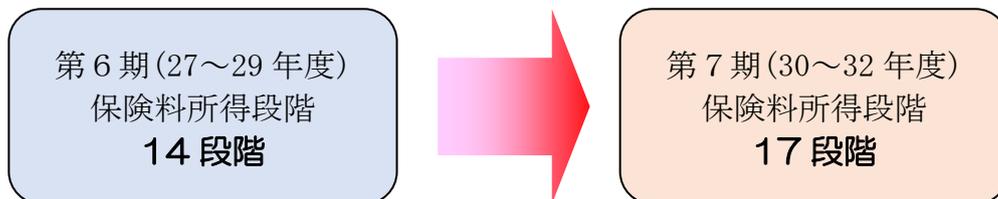
津島市第7期介護保険事業計画の計画期間における介護保険料の額を定めるものです。

(1) 平成30年度から平成32年度までの介護保険料額を別表のとおり改正します。

- ・基準額（第5段階）が月額5,600円（年額67,200円）となります。



- ・国の定める標準段階は9段階です。津島市では、現行の第6期においても国を上回る14段階に設定していますが、更に被保険者個々の負担能力に応じたきめ細かな保険料負担となるよう第7期では17段階へ細分化します。



- ・低所得者（第1段階）の保険料については、平成30年度も引き続き公費を投入し、基準額（第5段階）に0.05を乗じた額を軽減します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{第5段階年額 } 67,200\text{円} \times 0.05 = 3,360\text{円 (軽減額公費負担分)} \\ \text{第1段階年額 } 32,930\text{円} - 3,360\text{円} = 29,570\text{円} \end{array} \right]$$

(2) 介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得指標が見直されます。

これまでは、第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得を測る指標として合計所得金額を用いていました。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所

得が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。

土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（以下の①～⑦）を控除して得た額を用いることとします。

- ① 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- ② 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- ④ 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- ⑤ 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- ⑥ 特定の土地(平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- ⑦ 上記の1～6のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

これまでの所得指標 … 合計所得金額



## 2 改正理由

第7期事業計画（平成30～32年度）中の給付額を見込んだ基準額の算出に加え、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）」が平成30年4月1日から施行されることに伴い、保険料段階の見直しを行うものです。

## 3 参考事項

- (1) 施行期日 平成30年4月1日
- (2) 適用区分 平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用